

平成21年 9月30日

宍粟市入札参加資格者 各位

宍粟市長 田路 勝

宍粟市発注工事における暴力団員等の不当介入排除について

兵庫県警察と宍粟市は、平成21年9月28日付けで「宍粟市発注工事等からの暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」を別紙のとおり締結しました。

つきましては、実際に請負者が不当介入を受けた際には、下記のとおり対処いただきますようお願いいたします。

記

1. 兵庫県警察への届出と捜査協力

宍粟市発注工事において、請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害を受けた場合、当該請負者は兵庫県警察に届け出るとともに捜査に協力してください。

届出先 兵庫県宍粟警察署 刑事課
住 所 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地
電 話 (0790)62-0110(代表)

2. 宍粟市への報告

当該請負者は、前述の届出に加え、宍粟市にも報告してください。

報告先 宍粟市役所 総務部 検査契約課
住 所 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6
電 話 (0790)63-3000(代表)内線320・321
(0790)63-3114(課直通)

3. 報告等の義務づけ

警察及び市への届出(報告)がない場合には、宍粟市指名停止基準により3ヶ月以上の指名停止措置となります。

なお、この措置を含め宍粟市指名停止基準は平成21年10月1日付けで改正となります。

4. 保護対策等

兵庫県警察はこの届出の内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、取締りや行政命令の発出並びに請負者・市職員等関係者に対して保護対策を講じることとなっています。

宍粟市役所 総務部検査契約課

宍粟市発注工事からの暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書

宍粟市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）から暴力団の排除を一層徹底するため、兵庫県宍粟警察署長（以下「宍粟署長」という。）と宍粟市長とは、相互に密接な連携のもと、発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きについて、以下のとおり合意する。

記

（届出等の義務付け）

第1条 宍粟市長は、発注工事において、請負者が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者に対し、宍粟署長への届出及び捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への届出等」という。）並びに宍粟市長への報告を行うこと（以下「発注者への報告」という。）を義務付けるとともに、これらを怠った場合の措置を講じるものとする。

（宍粟市長への通知）

第2条 宍粟署長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者からの届出を受けたときは、その内容を別記様式第1号により、速やかに宍粟市長に通知するものとする。

（宍粟署長への通知）

第3条 宍粟市長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者から報告を受けたときは、その内容を別記様式第2号により、速やかに宍粟署長に通知するものとする。

（保護対策等）

第4条 宍粟署長は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者が、警察への届出等及び発注者への報告を行ったときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ確実な取締りや「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づく行政命令の発出並びに当該請負者及び宍粟市職員等関係者に対する万全な保護対策の徹底を図るものとする。

（対応状況等の連絡）

第5条 宍粟署長は、前条の対応状況等について当該請負者及び宍粟市長に対し、適時連絡するものとする。

（警察への届出等の懈怠等）

第6条 宍粟署長は、請負者が発注工事において暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、別記様式第3号により、速やかに宍粟市長に通報するものとする。

（相互協力）

第7条 発注工事における暴力団員等による不当介入排除の実施について、宍粟署長および宍粟市長は、本合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

(補則)

第8条 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

上記合意の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管する。

平成21年 9月28日

兵庫県宍粟警察署長 西村 哲夫 印

宍 粟 市 長 田路 勝 印

(別紙様式 略)